

下水道排水設備工事責任技術者登録の一元化等について

大阪府下水道協会

からの お知らせ

★下水道排水設備工事責任技術者の登録制度について

各市町村で行っていた下水道排水設備工事責任技術者の登録は、令和2年4月1日より、大阪府下水道協会で実施しております。

大阪府下水道協会において下水道排水設備工事責任技術者の登録を行うことで、大阪府内どこの市町村においても下水道排水設備工事責任技術者として事業が行えます。

なお、制度の改正前に下水道排水設備工事責任技術者として各市町村から発行されている下水道排水設備工事責任技術者証につきましては、有効期間が経過するまでの間、大阪府下水道協会に登録し発行された下水道排水設備工事責任技術者証とみなしますので、有効期間内にあっては、そのまま使用することになります。（有効期限が満了する際は、大阪府下水道協会において登録の更新手続きが必要となります。）

※ 排水設備指定工事店の指定は、今までどおり各市町村となります。

★下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習の申請受付について

各市町村で行っていた下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習の申請書類の受付は、令和2年度より、（一財）都市技術センターに変更となっております。

なお、市町村の窓口申請書類は配置しますが、受付はできませんのでご注意ください。

（問い合わせ先）

- ・大阪府下水道協会事務局

（守口市 環境下水道部 下水道課内）

電話 06-6992-1747

- ・下水道排水設備工事責任技術者試験・更新講習・登録業務受託実施機関
（一財）都市技術センター 排水設備担当者

電話 06-4963-2093